

最低賃金との比較方法

賃金の支払われ方が、

- 1. 時間給制の場合
時間給 \geq 最低賃金額
- 2. 日給制の場合
日給額 \div 一週間における一日平均所定労働時間数 \geq 最低賃金額
- 3. 月給制の場合
月給額 \div 一年間における一月平均所定労働時間数 \geq 最低賃金額
- 4. 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額
 \div 当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数
 \geq 最低賃金額

月給制の場合の換算例 ※最低賃金額992円(令和3年10月1日発効)と比較

【例】年間所定労働日数252日、一日の所定労働時間8時間、月給166,600円の場合

月給制のため、上記3. 月給制の場合の計算式に当てはめて確認をします。

まず、一年間における一月平均所定労働時間数は、

$$8時間 \times 252日 \div 12か月 = 168時間$$

となります。

次に、月給制を時間単価に換算して、最低賃金額と比較をすると

$$月給166,600円 \div 168時間 = \underline{991.66\cdots}円 < \underline{992円}$$

となります。

上記の【例】では大阪府最低賃金額を下回り、最低賃金法に違反することになります。